

費及び食料費」に改め、同(2)を削る。

別表第2の1中「長野県西駒郷地域生活支援センター」の次に「、  
労政事務所」を加え、「長野県諏訪湖事務所」を「長野県名古屋事  
務所、長野県大阪事務所」に改め、「、長野県木曾農林振興事務所」  
を削り、「建設事務所」の次に「(長野県下伊那南部建設事務所を除  
く。)」を、「当該機関(」の次に「長野県南信労政事務所にあつて  
は同所諏訪分室、」を加え、同(2)中「1,000万円」を「800万円」  
に、「設計額」を「予定価格」に改め、同2中「、長野県諏訪湖事  
務所長、長野県南佐久建設事務所長、長野県下伊那南部建設事務所  
長、長野県安曇野建設事務所長、長野県千曲建設事務所長、長野県  
須坂建設事務所長、長野県飯山建設事務所長及び砂防事務所長」を  
削り、同3中「会計局長、」を削り、同(1)を削り、同(2)の「ア中」、  
長野県総合教育センターにあつては長野県生涯学習推進センター」  
を削り、同(2)を同(1)とし、同(3)を同(2)とし、同(4)を同(3)とし、同  
(5)中「会計局長」を「会計管理者」に改め、同(5)を同(4)とし、同  
(6)中「会計局長」を「会計管理者」に改め、同(6)を同(5)とし、同  
54を同56とし、同50から53までを2ずつ繰り下げ、同49の(4)中「50  
の(4)」を「52の(4)」に改め、同49を同51とし、同48を同50とし、  
同47を同49とし、同46中「長野県事務吏員」を「長野県職員」に改  
め、同46を同48とし、同45を同47とし、同44中「吏員」を「職員」  
に改め、同44を同46とし、同43を同45とし、同42を同44とし、同41  
中「38の(7)」を「40の(7)」に改め、同41を同43とし、同40を同42  
とし、同39中「長野県諏訪湖事務所長及び」を削り、「38の(12)」  
を「40の(12)」に改め、同39を同41とし、同38中「事項」の次  
に「(長野県下伊那南部建設事務所を除き、長野県飯田建設事務所  
長にあつては長野県下伊那南部建設事務所の管轄区域に係るものを  
含む。)」を加え、同(13)中「1,000万円」を「800万円」に改め、同ア  
中「設計額」を「予定価格」に改め、同(19)中「事項(」を「事  
項(長野県諏訪建設事務所長及び」に改め、同(20)のウの(3)を同(4)  
とし、同(7)から(7)までを同(4)から(3)までとし、同(4)の前に次の事項  
を加える。

(7) 第8条第6号から第8号までの規定による指定

別表第2の38を同40とし、同37を同39とし、同36を同38とし、同  
35の(4)を削り、同35を同37とし、同31から34までを2ずつ繰り下  
げ、同30の(1)を削り、同(2)を同(1)とし、同(3)を同(2)とし、同30を  
同32とし、同29を同31とし、同28を同30とし、同27を削り、同26を  
同29とし、同25を同28とし、同24を同27とし、同27の前に次の事項  
を加える。

25 長野県名古屋事務所長に委任する事項

長野県名古屋観光情報センターの予算執行等

26 長野県大阪事務所長に委任する事項

長野県大阪観光情報センターの予算執行等

別表第2の23を同24とし、同16から22までを1ずつ繰り下げ、同  
15中「(14)の(1)、(14)、(24)」を「(15)の(1)、(13)、(23)」に、「(38)から(46)」  
を「(37)から(45)」に改め、同15を同16とし、同14の(2)の「ア」の(マ)  
中「第59条、第77条」を「第77条第2項」に改め、同(マ)を同(ル)と  
し、同(ル)を同(ニ)とし、同(7)及び(ハ)を削り、同(ヒ)を同(マ)とし、同(マ)  
の前に次の事項を加える。

(ハ) 第52条第1項の規定による書類の届出の受理

(ホ) 第52条第2項の規定による書類の閲覧

別表第2の14の(2)の「ア」の(ハ)を削り、同(イ)を同(7)とし、同(ネ)を同  
(ヒ)とし、同(ク)を同(ハ)とし、同(ハ)の前に次の事項を加える。

(イ) 第46条の4第3項第4号の規定による報告の受理

別表第2の14の(2)の「ア」の(ニ)を同(ネ)とし、同(ナ)中「認可(」  
を「認可(社会医療法人、良質な医療を提供する体制の確立を図る  
ための医療法等の一部を改正する法律(平成18年度法律第84号。  
(マ)から(ヤ)までにおいて「改正法」という。)附則第8条の規定によ  
りなお効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の  
法第42条第2項に規定する」に、「(ニ)から(マ)」を「(ネ)から(ヤ)」に、  
「(オ)から(ク)」を「(カ)から(ケ)」に改め、同(ナ)を同(ク)とし、同(イ)から  
(ト)までを同(エ)から(ニ)までとし、同(7)の次に次の事項を加える。

(イ) 第6条の8第1項の規定による報告の命令及び立入検  
査

(ウ) 第6条の8第2項の規定による中止及び是正の命令  
別表第2の14の(2)の「ア」に次の事項を加える。

(マ) 改正法附則第12条第2項の規定によりなお効力を有す  
ることとされる同法第2条の規定による改正前の法第51  
条第1項の規定による決算の届出の受理

(エ) 改正法附則第10条第2項の規定によりなお効力を有す  
ることとされる改正前の法第56条第2項の規定による残  
余財産の処分認可

(ヤ) 改正法附則第10条第2項の規定によりなお効力を有す  
ることとされる改正前の法第56条第3項の規定による  
残余財産の帰属認可

別表第2の14の(2)の「イ」の(ク)中「第5条の8」を「第5条の13」  
に改め、同(ク)を同(ケ)とし、同(キ)中「第5条の7」を「第5条の12」  
に改め、同(キ)を同(ケ)とし、同(カ)中「第5条の6第2項」を「第5  
条の11第2項」に改め、同(カ)を同(キ)とし、同(ウ)中「第5条の6第  
1項」を「第5条の11第1項」に改め、同(ウ)を同(カ)とし、同(イ)から  
(イ)までを同(ウ)から(マ)までとし、同(7)の次に次の事項を加える。

(イ) 第4条第2項の規定による変更の届出の受理(一般病  
床に係る病室の病床数の変更に係るものに限る。)

別表第2の14の(3)の「ア」中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関  
する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同イ中「臨  
床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査  
技師等に関する法律施行規則」に改め、同(10)の「ア」の(7)中「同条第  
4項」を「同条第6項」に改め、同(ウ)を同(カ)とし、同(エ)を同(ウ)と  
し、同(ウ)を同(エ)とし、同(イ)中「(ウ)」を「(エ)」に改め、同(イ)を同(ウ)と  
し、同(7)の次に次の事項を加える。

(イ) 第12条第4項の規定による患者等の届出の受理

別表第2の14の(10)の「イ」の(イ)を同(イ)とし、同(ウ)から(ツ)までを同  
(イ)から(ネ)までとし、同(イ)の前に次の事項を加える。

(イ) 第20条第6項の規定による説明、知事の指定する職員  
の指定、意見の陳述の機会の付与及び通知

(ト) 第20条第8項の規定による聴取書の受理

別表第2の14の(10)の「イ」の(セ)を同(ツ)とし、同(コ)から(ク)までを同  
(セ)から(フ)までとし、同(セ)の前に次の事項を加える。

(ウ) 第19条第7項の規定による報告

別表第2の14の(10)の「イ」の(ケ)中「第19条第4項」を「第19条第5  
項」に改め、同(ケ)を同(ク)とし、同(ケ)中「第19条第2項」を「第19  
条第3項」に改め、同(ケ)を同(ク)とし、同(ク)の前に次の事項を加える。

(コ) 第19条第2項の規定による説明

別表第2の14の(10)の「イ」の(キ)中「(ク)から(イ)」を「(コ)から(7)」に  
改め、同(キ)を同(ケ)とし、同(カ)の次に次の事項を加える。

(キ) 第18条第5項の規定による協議会の意見の聴取

(ク) 第18条第6項の規定による報告  
別表第2の14の(10)のイに次の事項を加える。

(ハ) 第24条の2第1項の規定による申出の受理

(ヒ) 第24条の2第2項の規定による知事の指定する職員の指定

(ヘ) 第24条の2第3項の規定による申出の処理及び通知  
別表第2の14の(10)のエの(オ)を同(キ)とし、同(エ)を同(カ)とし、同(カ)の前に次の事項を加える。

(コ) 第38条第7項の規定による結核指定医療機関に対する指導  
別表第2の14の(10)のエの(ウ)を同(エ)とし、同(イ)を同(ウ)とし、同(7)の次に次の事項を加える。

(ク) 第37条の2第2項の規定による結核患者に対する医療費負担の申請の受理  
別表第2の14の(10)のオの(サ)を同(ス)とし、同(キ)から(コ)までを同(カ)から(シ)までとし、同(カ)の次に次の事項を加える。

(ケ) 第46条第5項の規定による説明、知事の指定する職員の指定、意見の陳述の機会の付与及び通知

(コ) 第46条第7項の規定による聴取書の受理  
別表第2の14の(10)に次の事項を加える。

カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)の規定に基づく医療に関する次の事項

(7) 第20条の3第3項の規定による費用負担の決定及び患者票の交付

(イ) 第20条の3第5項の規定による変更の届出の受理

(ウ) 第20条の3第6項の規定による患者票の返納の受理  
別表第2の14の(11)を削り、同(12)を同(11)とし、同(13)を同(12)とし、同(14)のアの(7)中「第33条第4項」を「第33条第7項」に、「同条第2項」を「同条第2項及び第4項後段」に改め、同(ナ)中「第33条の4第2項」を「第33条の4第5項」に改め、同(ハ)中「第50条の2の4第1項」を「障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2の4第1項」に改め、同(ヒ)を削り、同(エ)を削り、同(オ)を同(エ)とし、同(14)を同(13)とし、同(15)から(18)を1ずつ繰り上げ、同(19)のアの(7)中「21の(3)」を「22の(3)」に改め、同(19)を同(18)とし、同(20)から(50)までを1ずつ繰り上げ、同(14)を同(15)とし、同(7)から(13)までを1ずつ繰り下げ、同(6)の(3)の(ア)中「第17条の3第1項のあつせん、調整及び要請並びに第18条第3項」を「第18条第2項」に改め、同(6)を同(7)とし、同(5)の(1)を次のように改める。

(1) 財務に関する事項

ア 地域農業改良普及センターの予算執行等並びに会計センターの予算執行等及び財産管理等

イ 南信労政事務所諏訪分室の予算執行等(諏訪地方事務所長に限る。)

別表第2の5の(5)のウを次のように改める。

ウ 地域発元気づくり支援金交付要綱(平成19年長野県告示第234号)の規定に基づく支援金の交付  
別表第2の5の(10)を削り、同(11)を同(10)とし、同(12)を同(11)とし、同(13)を同(12)とし、同(12)の次に次の事項を加える。

(13) 消防団に関する事項

ア 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例(平成19年長野県条例第1号)第2条第1項

の規定による認定

イ 消防施設整備事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第391号)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(14)を削り、同(13)の次に次の事項を加える。

(14) 雪対策に関する事項

雪害救助員派遣事業補助金交付要綱(平成6年3月22日付け5消第838号生活環境部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(15)を削り、同(16)から(19)までを1ずつ繰り上げ、同(20)を削り、同(21)を同(19)とし、同(22)を同(20)とし、同(23)を同(21)とし、同(24)のエの(イ)を同(エ)とし、同(7)を同(ウ)とし、同(ウ)の前に次の事項を加える。

(7) 第24条第1項の規定による報告等の命令及び質問

(イ) 第24条第2項の規定による報告の命令及び質問

別表第2の5の(24)に次の事項を加える。

オ 宅幼老所支援事業等補助金交付要綱(平成19年3月26日付け18地福第248号社会部長通知)の規定に基づく補助金の交付

カ 高齢者地域支え合い支援事業補助金交付要綱(平成19年3月30日付け18長福第546号社会部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(24)を同(22)とし、同(25)を同(23)とし、同(26)を同(24)とし、同(24)の次に次の事項を加える。

(25) 障害者の自立支援に関する事項

ア 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の規定に基づく次の事項

(7) 第48条第1項の規定による報告等の命令、質問及び立入検査

(イ) 第48条第4項の規定による報告等の命令、質問及び立入検査

イ 障害者就労訓練設備等整備事業補助金交付要綱(平成18年10月25日付け18障第339号社会部長通知)の規定に基づく補助金の交付

ウ 障害者自立支援対策特別対策事業補助金交付要綱(平成19年3月22日付け18障第519号社会部長通知)の規定に基づく補助金の交付(事業が全県域にわたる団体に係るものを除く。)

別表第2の5の(27)を削り、同(28)のキ中「自由保育所児童処遇向上事業補助金交付要綱」を「認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱」に改め、同(28)を同(26)とし、同(29)を同(27)とし、同(30)のアの(イ)中「第17条の28第1項」を「障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の第17条の28第1項」に改め、同(イ)の(イ)中「第15条の28第1項」を「障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の第15条の28第1項」に改め、同(カ)中「障害者等共同作業訓練事業補助金交付要綱(昭和60年長野県告示第354号)」を「障害者共同作業所新体系移行円滑化支援事業補助金交付要綱(平成19年3月27日付け18障自第74号社会部長通知)に改め、同(ケ)中「知的障害者グループホーム施設整備事業補助金交付要綱」を「障害者グループホーム等施設整備事業補助金交付要綱」に改め、同(30)を同(28)とし、同(31)を同(29)とし、同(32)を同(30)とし、同(33)中「(長野県木曾地方事務所長を除く。(34)から(39)まで、(40)の(ア)及びイ、(41)、(43)から(66)までにおいて同じ。)」を削り、同(エ)から(キ)までを削り、同(ク)を同(エ)とし、同(ケ)を同(オ)とし、同(コ)を同(カ)とし、同(サ)を削り、同(シ)

を同キとし、同ソを同クとし、同セ中「自律志向担い手総合支援事業補助金交付要綱(平成18年3月28日付け17農村第542号農政部長通知)」を「地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱(平成19年3月30日付け18農振第200号農政部長通知)」に改め、同セを同ケとし、同ソを削り、同(33)に次の事項を加える。

コ 米粉普及促進事業奨励金交付要綱(平成18年7月25日付け18農生第479号農政部長通知)の規定に基づく奨励金(学校給食米粉パン導入促進事業に係るものに限る。)の交付  
 サ 環境にやさしい農業総合対策事業補助金等交付要綱(平成19年3月23日付け18農技第256号農政部長通知)の規定に基づく補助金等の交付

別表第2の5の(33)を同(31)とし、同(34)から(46)までを2ずつ繰り上げ、同(44)の次に次の事項を加える。

(45) 飼料に関する事項

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)の規定に基づく次の事項

- ア 第33条第1項の規定による指示
- イ 第55条第1項の規定による報告の徴収
- ウ 第55条第2項の規定による報告の徴収
- エ 第55条第3項の規定による報告の徴収
- オ 第56条第1項の規定による立入検査等
- カ 第56条第2項の規定による立入検査等
- キ 第56条第3項の規定による立入検査等

別表第2の5の(47)を同(46)とし、同(48)から(53)までを1ずつ繰り上げ、同(54)のシ中「1,000万円」を「800万円」に改め、同(7)中「設計額」を「予定価格」に改め、同(54)を同(53)とし、同(55)から(58)までを1ずつ繰り上げ、同(59)のアの(7)のc中「(79)のアの(7)」を「(78)のアの(7)」に、「(79)のアの(エ)」を「(78)のアの(エ)」に改め、同ツを削り、同テを同ツとし、同トを削り、同ナを同テとし、同ニ及びヌを削り、同ネを同トとし、同ノを同ナとし、同ハを同ニとし、同(59)に次の事項を加える。

ヌ 信州森の小径整備事業補助金交付要綱(平成18年7月24日付け18農振第211号林務部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(59)を同(58)とし、同(60)を同(59)とし、同(61)を同(60)とし、同(62)のオ中「1,000万円」を「800万円」に改め、同(7)中「設計額」を「予定価格」に、「1,500万円」を「2,000万円」に改め、「(森林整備業務にあつては300万円)」を削り、同(4)中「実地設計書」を「実施設計書」に改め、同(62)を同(61)とし、同(63)から(70)までを1ずつ繰り上げ、同(71)のウの(セ)を削り、同(ス)を同(セ)とし、同(ウ)から(シ)までを同(イ)から(ス)までとし、同(4)中「第52条の2第6項」を「第52条の2第5項」に改め、同(4)を同(ウ)とし、同(7)の次に次の事項を加える。

(イ) 第23条第3項(第44条第4項(第48条第5項において準用する場合を含む。))及び第52条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定による関係市町村長の意見の聴取

別表第2の5の(71)を同(70)とし、同(72)から(74)までを1ずつ繰り上げ、同(75)中「環境配慮型企業投資応援助成金交付要綱」を「ものづくり産業応援助成金交付要綱」に改め、同(75)を同(74)とし、同(76)を同(75)とし、同(77)を同(76)とし、同(78)のアの(キ)中「第48条第1項」を「第49条第1項」に改め、同キ中「1,000万円」を「800万円」に、「設計額」を「予定価格」に改め、同(78)を同(77)とし、同(79)を同(78)

とし、同(80)を同(79)とし、同(81)のアの(7)中「第6条の2第3項」を「第6条の2第10項」に、「報告」を「報告書」に改め、同(4)中「第6条の2第4項」を「第6条の2第11項」に改め、同(ウ)中「第6条の2第5項」を「第6条の2第12項」に改め、同(ク)中「第18条第13項」を「第18条第22項」に改め、同(サ)中「及び台帳の整備」を「並びに台帳の整備及び保存」に改め、同(ハ)中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改め、同オの(7)中「第15条第1項」を「第74条第1項」に改め、同(4)中「第15条の2第1項」を「第75条第1項」に改め、同(ウ)中「第15条の2第2項」を「第75条第2項」に改め、同(エ)中「第25条第4項」を「第87条第10項」に改め、同(エ)を同(カ)とし、同(ウ)の次に次の事項を加える。

(イ) 第75条第4項の規定による報告の受理

(オ) 第75条第5項の規定による勧告

別表第2の5の(81)のキ中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」に改め、同(7)中「第4条第1項」を「第15条第1項」に改め、同(4)中「第4条第2項」を「第15条第2項」に改め、同(ウ)を削り、同(イ)中「第5条第3項」を「第15条第3項」に改め、同(エ)を同(ウ)とし、同(ウ)の次に次の事項を加える。

(イ) 第16条第3項の規定による指導及び助言

別表第2の5の(81)のキの(カ)中「第6条第3項」を「第17条第3項」に改め、同(ハ)中「第6条第5項(第7条第2項)」を「第17条第5項(第18条第2項)」に改め、同(キ)中「第6条第8項」を「第17条第8項」に、「整備」を「整備及び保存」に改め、同(ク)中「第7条第1項」を「第18条第1項」に改め、同(ク)を削り、同(コ)中「第11条」を「第21条」に改め、同(コ)を同(ク)とし、同(サ)中「第12条」を「第22条」に改め、同(サ)を同(コ)とし、同(シ)中「第14条第1項」を「第23条第1項」に改め、同(シ)を同(サ)とし、同(ス)中「第14条第2項」を「第23条第2項」に改め、同(ス)を同(シ)とし、同キに次の事項を加える。

(ス) 第53条第3項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問

(セ) 第53条第4項の規定による報告の徴収

別表第2の5の(81)のク(7)中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同(4)中「第4条第2項」を「第7条第2項」に改め、同(ウ)中「第4条第3項」を「第7条第4項」に改め、同(イ)中「第5条第3項」を「第8条第3項」に改め、同(オ)中「第5条第4項(第6条第2項)」を「第8条第4項(第9条第2項)」に改め、同(カ)中「第5条第8項(第6条第2項)」を「第8条第8項(第9条第2項)」に改め、同(キ)中「第6条第1項」を「第9条第1項」に改め、同(ク)中「第7条」を「第10条」に改め、同(ク)中「第8条」を「第11条」に改め、同(コ)中「第9条」を「第12条」に改め、同(81)に次の事項を加える。

シ すまいの安全「とうかい」防止対策事業補助金交付要綱(平成14年7月12日付け14建第307号住宅部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(81)を同(80)とし、同(82)のアの(ク)中「検査」を「立入検査」に改め、同(ク)を同(ク)とし、同(キ)中「第23条の8」を「第23条の9」に、「登録簿」を「登録簿等」に改め、同(キ)を同(ク)とし、同(カ)中「第23条の7第1項」を「第23条の8第1項」に改め、同(カ)を同(キ)とし、同(カ)中「第23条の6」を「第23条の7」に改め、同(カ)を同(カ)とし、同(イ)の次に次の事項を加える。

## (オ) 第23条の6の規定による報告書の受理

別表第2の5の(82)を同(81)とし、同(83)を同(82)とし、同(84)中「住宅金融公庫の」を「独立行政法人住宅金融支援機構の」に、「住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)第23条第1項及び第8項の規定による住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構法施行令(平成19年政令第30号)第7条第1項第3号の規定による住宅金融支援機構」に改め、同(84)を同(83)とし、同(85)から(88)までを1ずつ繰り上げ、同(89)のイ中「(22)」を「(20)」に、「(24)から(86)」を「(22)から(85)」に、「(88)及び(90)」を「(87)及び(89)」に改め、同(89)を同(88)とし、同(90)を同(89)とし、同5を同6とし、同4を同5とし、同3の次に次の事項を加える。

## 4 長野県東京事務所長に委任する事項

## 長野県東京観光情報センターの予算執行等

別表第3の2中「別表第2の5」を「別表第2の6」に、「同(11)のアの(ハ)」を「同(10)のアの(ハ)」に、「カの(コ)、(セ)及び(リ)」を「カの(カ)、(ク)及び(キ)」に、「同(17)のアの(レ)」を「同(16)のアの(レ)」に、「同(18)のアの(フ)」を「同(17)のアの(フ)」に、「同(19)のケ」を「同(18)のケ」に、「同(24)のウ」を「同(22)のウ」に、「同(25)、同(28)のアの(7)」を「同(23)、同(26)のアの(7)」に、「同(29)のアの(ウ)」を「同(27)のアの(ウ)」に、「同(30)のアの(イ)」を「同(28)のアの(イ)」に、「同(38)、同(46)のアの(イ)」を「同(36)、同(44)のアの(イ)」に、「同(54)のシ」を「同(45)、同(53)のシ」に、「同(61)のイの(ウ)、同(62)のア」を「同(60)のイの(ウ)、同(61)のア」に、「同(69)のイ」を「同(68)のイ」に、「同(70)、同(73)のカ」を「同(69)、同(72)のカ」に、「同(74)のイの(イ)」を「同(73)のイの(イ)」に、「同(77)のアの(7)」を「同(76)のアの(7)」に、「同(78)のアの(ウ)」を「同(77)のアの(ウ)」に、「同(79)のアの(ト)」を「同(78)のアの(ト)」に、「同(81)のアの(ス)」を「同(80)のアの(ス)」に、「同(83)のアの(イ)」を「同(82)のアの(イ)」に、「同(86)のキ」を「同(85)のキ」に改め、同3中「別表第2の6」を「別表第2の7」に改め、同4中「別表第2の14の(2)のアの(セ)」を「別表第2の15の(2)のアの(ク)」に、「同(10)のアの(ホ)」を「同(10)のアの(カ)」に、「エの(イ)、(ウ)及び(ハ)並びにオの(キ)」を「エの(ウ)、(エ)及び(キ)並びにオの(ス)」に、「同(13)のアの(ク)」を「同(12)のアの(ク)」に、「同(14)のアの(ス)、(セ)、(ハ)及び(ヒ)、同(15)のウ」を「同(13)のアの(ス)、(セ)及び(ハ)、同(14)のウ」に、「同(17)、同(19)のアの(7)、同(20)のア」を「同(16)、同(18)のアの(7)、同(19)のア」に、「同(21)のア」を「同(20)のア」に、「同(22)のアの(イ)、同(23)のアの(ウ)、同(24)のアの(イ)、同(25)のアの(ホ)」を「同(21)のアの(イ)、同(22)のアの(ウ)、同(23)のアの(イ)、同(24)のアの(ホ)」に、「同(26)のアの(イ)」を「同(25)のアの(イ)」に、「同(27)のアの(ク)、同(28)のオ、同(29)、同(30)のアの(レ)」を「同(26)のアの(ク)、同(27)のオ、同(28)、同(29)のアの(レ)」に、「同(31)のアの(7)、同(32)から同(35)まで、同(36)のイ並びに同(47)」を「同(30)のアの(7)、同(31)から同(34)まで、同(35)のイ並びに同(46)」に改め、同5中「別表第2の35」を「別表第2の37」に改め、「並びに同(4)」を削り、同6中「別表第2の38」を「別表第2の40」に、「同39及び同41」を「同41及び同43」に改める。

## (別表第4)(第6条関係)

別表第4中 副知事、出納長、部長及び会計局長  
が専決する事項

## (別表第4)(第6条関係)

副知事、会計管理者及び部長が専決に改め、同1の  
する事項

(3)中「義務費」を「会計事務に係る支出負担行為、義務費」に改め、同(4)中「別表第5の3及び別表第8の8」を「別表第5の4及び別表第7の9」に改め、同(5)中「部長」を「会計管理者及び部長」に改め、同(6)中及び同2中「出納長」を「会計管理者」に改め、同(3)から(5)を次のように改める。

- (3) 許可、免除、免許、認可、承認、指定等の行政処分のうち成規又は成例によるもので裁量の余地があるもの
- (4) 取消し、禁止、停止、法人の解散等の行政処分のうち成規又は成例によるもの
- (5) 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決等の処分のうち先例によるもの

別表第4の2に次の事項を加える。

- (6) 告示、訓令等で重要なもの
- (7) 通達、通知、照会、回答、報告、申請、進達、副申、証明等で特に重要なもの(会計事務に係るものを除く。)
- (8) 予算の要求(義務費を除く。)
- (9) 1件5,000万円以上8,000万円未満(会計事務に係るものについては1件5,000万円以上)の支出負担行為(義務費を除き、変更後の額が5,000万円以上の変更契約の締結を含む。)並びに交際費及び1件10万円以上の食糧費の支出負担行為
- (10) 見積価格1件10万円以上の不用品の処分
- (11) 課長級以上及び現地機関の長(部長級の職員を除く。)の勤勉手当額の決定
- (12) 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)別表第2の3のその他特別職の職員の報酬の決定(その日額が6,000円又はその月額が6万円を超えるものを除く。)

(13) 課長級以上及び現地機関の長の服務(別表第7の1に掲げるものを除く。)

- (14) 課長が専決する事項のうち、これらの者において会計管理者の決裁を要すると認めるもの

別表第4の3を次のように改める。

## 3 部長が専決する事項

- (1) 2の(3)から(11)まで及び(13)に掲げる事項
- (2) 課長級以上の職員(部長級の職員を除く。)の初任給、昇給及び昇格の決定(総務部長に限る。)
- (3) 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)別表第2の3のその他特別職の職員の報酬の決定(その日額が6,000円又はその月額が6万円を超えるものについては総務部長に限る。)
- (4) 課長が専決する事項のうち、これらの者において部長の決裁を要すると認めるもの

別表第7の2の(8)中「(長野県木曾地方事務所長を除く。(9)において同じ。)」を削り、同4の(4)を削り、同(5)中「第24条第4項」を「第24条第5項」に改め、同(5)を同(4)とし、同(6)から(11)までを1ずつ繰り上げ、同5を次のように改める。

## 5 長野県農業総合試験場長が専決する事項

種苗法(平成10年法律第83号)の規定に基づく次の事項

- (1) 第5条の規定による品種登録出願(長野県農業総合試験場、長野県農事試験場、長野県果樹試験場、長野県野菜花き試験場、長野県畜産試験場、長野県中信農業試験場、長野県南信農業試験場において育成された第8条に規定する職務育成品種に係るものに限る。(2)から(5)までにおいて同じ。)

- (2) 第12条第1項の規定による補正命令による品種登録出願の補正
- (3) 第16条第1項の規定による名称の変更命令による出願品種の名称の変更
- (4) 第17条第2項の規定による通知の受理及び意見書の提出
- (5) 第38条の規定による登録料の納付

別表第7の6及び同7中「事項」の次に「(長野県下伊那南部建設事務所長を除き、長野県飯田建設事務所長にあつては長野県下伊那南部建設事務所の管轄区域に係るものを含む。)」を加え、同8中「、長野県諏訪湖事務所長」を削り、「事項」の次に「(長野県下伊那南部建設事務所長を除き、長野県飯田建設事務所長にあつては長野県下伊那南部建設事務所の管轄区域に係るものを含む。)」を加え、同9中「長野県下伊那南部建設事務所長」を「若年者就業サポートセンター所長、長野県下伊那南部建設事務所長」に改め、「長野県男女共同参画センター」の次に「、長野県南信労政事務所諏訪分室」を加え、「(支所を含む。)」を「(支所を含む。)、若年者就業サポートセンター」に改め、同10中「会計局長」を「会計管理者」に改める。

別表第8の1の(3)中「別表第2の5の(28)」を「別表第2の6の(26)」に改め、同(10)中「別表第2の4」を「別表第2の5」に改める。

別表第9の1中「、長野県諏訪湖事務所長」及び「、長野県木曾農林振興事務所長」を削り、同(1)中「(長野県木曾農林振興事務所にあつては所長があらかじめ指定した職員)」を削り、同8中「及び長野県病害虫防除所長の代決」を「、長野県東京観光情報センター所長、長野県松本空港管理事務所長、長野県病害虫防除所長及び河川改良事務所長の代決」に改め、同12中「労政事務所長」の次に「、長野県名古屋事務所長、長野県大阪事務所長」を加え、「、長野県松本空港管理事務所長」及び「、河川改良事務所長」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第2の5の(81)のアの(7)中「第6条の2第3項」を「第6条の2第10項」に、「報告」を「報告書」に改め、同(4)中「第6条の2第4項」を「第6条の2第11項」に改め、同(ウ)中「第6条の2第5項」を「第6条の2第12項」に改め、同(ク)中「第18条第13項」を「第18条第22項」に改め、同(サ)中「及び台帳の整備」を「並びに台帳の整備及び保存」に改める改正規定及び同(82)のアの(ウ)中「検査」を「立入検査」に改め、同(ク)を同(ケ)とし、同(キ)中「第23条の8」を「第23条の9」に、「登録簿」を「登録簿等」に改め、同(キ)を同(ケ)とし、同(カ)中「第23条の7」を「第23条の8」に改め、同(カ)を同(キ)とし、同(オ)中「第23条の6」を「第23条の7」に改め、同(オ)を同(カ)とし、同(エ)の次に同(オ)を加える改正規定については、平成19年6月20日から施行する。

行政改革推進課

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成19年 3月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯山 強

長野県公営企業管理規程第2号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「支給割合」を「区分」に改め、同条中「給料月額に対する支給割合」を「区分」に改める。

別表第2中

支給割合
$\frac{25}{100}$
$\frac{22}{100}$

を

区分
1種
2種

に、 $\frac{20}{100}$ を

「3種」に、 $\frac{25}{100}$ 、 $\frac{22}{100}$ 、 $\frac{18}{100}$ 又は $\frac{16}{100}$ を「1種、2種、4種又は5種」に、 $\frac{18}{100}$ を「4種」に、 $\frac{18}{100}$ ただしを

「4種ただし」に、は $\frac{16}{100}$ を「は5種」に、 $\frac{16}{100}$ ただしを

「5種ただし」に、は $\frac{18}{100}$ を「は4種」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)第4条の規定により管理職手当を支給する職員のうち、この管理規程による改正後の企業職員の給与に関する規程(以下「新管理規程」という。)第3条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
  - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
  - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
  - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
  - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
  - (1) この管理規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員(以下「同一給料表適用職員」という。)であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位区分相当職員(同日においてこの管理規程による改正前の企業職員の給与に関する規程別表第2管理職手当表に掲げる職にあつた職員の当該職に係る同表の支給割合欄に定める割合(管理者が別に定める職にあつては、管理者が別に定める割合)に対応する次の表の割合欄に掲げる割合に対応して同表の区分欄に定める区分(以下「旧区分」という。)より高い区分に相当する新管理規程別表第2管理職手当表の区分欄に掲げ

る区分に対応する同表に掲げる職にある職員をいう。第3号において同じ。)及び相当区分職員(旧区分に相当する新管理規程別表第2管理職手当表の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職にある職員をいう。第3号において同じ。)同日にその者が受けていた管理職手当の額(管理者が別に定める者にあつては、管理者が別に定める額)

割合	区分
$\frac{25}{100}$	1種
$\frac{22}{100}$	2種
$\frac{20}{100}$	3種
$\frac{18}{100}$	4種
$\frac{16}{100}$	5種

- (2) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員(旧区分より低い区分に相当する新管理規程別表第2管理職手当表の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職にある職員をいう。第4号において同じ。)同日に当該旧区分より低い区分に相当する割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (3) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、上位区分相当職員又は相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (4) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (5) 施行日以後に給料表を異にする異動をした職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。)施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額
- (6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国、他の地方公共団体若しくは職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)第16条第1項に規定する人事委員会が別に定める団体の職員であつた者又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)第10条第1項第1号に規定する退職派遣者であつた者から計画的な人事交流等又は業務従事期間の満了等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして管理者が別に定める職員 前各号の規定に準じて管理者が別に定める額

経営企画課

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第3号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和34年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「診療エックス線技師 助産師」を「助産師」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「副出納長 部長」を「部長」に、「会計局長 所長 参事(行財政構造改革担当のものに限る。)課長」を「会計管理者 課長 室長 交通事故相談所長」に、「及び行政改革推進課」を削り、「課長補佐」を「課長補佐及び室長補佐」に、「行政改革推進課の主任企画員」を「行政改革課の主任企画員」に、「行政改革推進課の企画員」を「行政改革課の企画員」に、「西駒郷地域生活支援センター 所長」を

「西駒郷地域生活支援センター 所長 所長」に、  
「西駒郷地域生活支援センター 所長 所長」に、

「看護専門学校 校長」を

「阿南介護老人保健施設 所長 校長」に、  
「看護専門学校 校長」に、

「環境保全研究所 所長 副所長 次長」を

「環境保全研究所 所長 次長」に、  
「名古屋事務所 所長 所長」に、  
「大阪事務所 所長」に、

「松本空港管理事務所 所長 所長 次長」を  
「木曾農林振興事務所 所長 次長」を

「東京観光情報センター 所長 所長」に、  
「松本空港管理事務所 所長」に、

「病虫害防除所 所長」を

「病虫害防除所 所長 所長」に改め、同表の教育委  
「地域農業改良普及センター 所長 所長」に改め、同表の教育委

員会事務局及び教育機関の項中

「生涯学習推進センター 所長 次長」を  
「県立図書館 館長」を

「生涯学習推進センター 所長 館長 次長」に、

「

盲学校	校長	教頭	事務長
ろう学校	校長	教頭	事務長
養護学校	校長	教頭	事務長

」を

「特別支援学校 | 校長 | 教頭 | 事務長 |」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第17条第1号中「助教授」を「准教授」に改める。

第36条中「勤務時間条例」を「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)」に改める。

第42条の4第2項中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第2の表中  

大学の助手の職務
大学の講師の職務

」を

「

1 看護大学の助教の職務
2 大学の助手の職務

」に改め、同カの4級の項  

1 大学の講師の職務
2 短期大学の助教の職務

」

中「助教授」を「准教授」に改め、同表のキ中「、盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

別表第3の表中「



」を「



」に、

「



」を「



」に、  

0	
3	

」を

「

	別に定める。
0	
	別に定める。
3	

」に改め、同表のキの備考の1の(1)のイ中

「盲学校、ろう学校若しくは養護学校の養護訓練教諭」を「特別支援学校の自立活動教諭」に改める。

別表第7の表中「



」を「



」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

**長野県人事委員会規則第4号**

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(職及び区分)

第2条 給料の特別調整を行う職は、別表第1に掲げる職とし、当該職に係る給料の特別調整額の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。ただし、同表に掲げる職(同表中その区分について別に定めることとされている職を除く。)のうち人事委員会が別に定める職にあつては、当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より一段高い区分とすることができる。第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(特別調整額)

第3条 前条に規定する職にある職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条の規定による区分に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額とする。

附則第3項及び附則第4項を削る。

附則別表を削る。

別表を次のように改める。

(別表第1)(第2条関係)

ア 一般職員給与条例適用職員

部 局	職	区 分
知事の事務部局	本庁の部長 危機管理局长 企画局长 会計管理者 地方事務所長 県立総合リハビリテーションセンター所長 県立病院長	1種
	総務参事 社会参事 衛生参事 衛生技監 生活環境参事 生活環境技監 商工参事 商工技監 観光参事 農政参事 農政技監 林務参事 林務技監 土木参事 土木技監 住宅参事 建築技監 企画参事 会計参事 東京事務所長	2種

<p>短期大学事務局長                  県立総合リハビリテーションセンター次長                  上田保健所長 飯田保健所長 大町保健所長                  看護大学事務局長                  医療技監                  環境保全研究所長                  工業技術総合センター所長                  農業大学校長                  農業総合試験場長                  農事試験場長                  果樹試験場長                  野菜花き試験場長                  畜産試験場長                  中信農業試験場長                  南信農業試験場長                  水産試験場長                  林業大学校長                  林業総合センター所長                  佐久建設事務所長 上田建設事務所長 飯田建設事務所長 松本建設事務所長 長野建設事務所長</p>			<p>病害虫防除所長                  地域農業改良普及センター所長                  農業総合試験場の管理部長、企画調整部長及び研究技監                  家畜保健衛生所長                  佐久建設事務所長、上田建設事務所長、飯田建設事務所長、松本建設事務所長、長野建設事務所長及び下伊那南部建設事務所長以外の建設事務所長                  上田建設事務所、飯田建設事務所、松本建設事務所及び長野建設事務所の次長                  千曲川流域下水道建設事務所長                  砂防事務所長                  会計センター所長                  佐久高速道事務所長</p>	
<p>参事（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。）</p>	<p>3種                  ただし、別に定める場合は、1種、2種、4種又は5種</p>		<p>本庁の部付及び局付（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。）</p>	<p>4種                  ただし、別に定める場合は、5種又は6種</p>
<p>本庁の課長                  本庁の課に付置される室の室長                  自治研修所長                  東京事務所次長                  地方事務所副所長                  消防学校長                  消防防災航空センター所長                  福祉大学校長                  児童相談所長                  波田学院長                  女性相談センター所長                  諏訪湖健康学園長                  男女共同参画センター所長                  信濃学園長                  西駒郷地域生活支援センター所長                  労政事務所長                  工科短期大学校副校長                  技術専門校長                  若年者就業サポートセンター所長                  上田保健所長、飯田保健所長及び大町保健所長以外の保健所長                  上田保健所、飯田保健所、松本保健所及び長野保健所の次長                  公衆衛生専門学校長                  県立病院の事務長及び経営管理部長                  須坂看護専門学校長                  精神保健福祉センター所長                  食肉衛生検査所長                  動物愛護センター所長                  消費生活センター所長                  環境保全研究所次長                  計量検定所長                  工業技術総合センターの次長、研究技監及び部門長（技術連携部門長及び総務部門長を除く。）                  名古屋事務所長                  大阪事務所長                  東京観光情報センター所長                  松本空港管理事務所長                  農業大学校事務局長</p>	<p>4種</p>		<p>企画幹                  技術幹                  税務専門調査幹                  収納推進幹                  福祉監査幹                  障害福祉幹                  医療医監                  保健医監                  廃棄物指導幹                  廃棄物監視幹                  工業振興幹                  農協検査幹                  主任専門技術員                  主任専門指導員                  森林組合検査幹                  主任林業専門技術員                  建築指導幹                  会計審査幹                  調査幹                  工事検査幹                  交通事故相談所長                  短期大学事務局長次長                  地方事務所の農政課長以外の課長（上伊那地方事務所福祉課長、木曾地方事務所農地整備課長、北安曇地方事務所税務課長並びに北信地方事務所の福祉課長、農地整備課長及び商工観光課長を除く。）                  介護センター所長                  県立総合リハビリテーションセンターの部長、総看護師長及び更生相談室長                  自立支援幹                  工科短期大学校事務局長                  上田保健所、飯田保健所、松本保健所及び長野保健所以外の保健所の次長                  飯田保健所健康づくり支援課長                  松本保健所の課長                  地域保健推進幹                  看護大学事務局長次長                  公衆衛生専門学校教頭                  県立病院の看護部長及び総看護師長                  須坂看護専門学校副校長                  阿南介護老人保健施設所長                  精神保健福祉センター次長                  研究技監（工業技術総合センター及び農業総合試験場の研究技監を除く。）                  工業技術総合センター技術連携部門長                  農業大学の部長                  農業総合試験場経営情報部長                  野菜花き試験場の管理部長及び支場長</p>	<p>5種</p>





高等学校、特別支援学校、小学校又は中学校の教頭（人事委員会がこれらに準ずると認めるものを含む。）	8種 ただし、別に定める場合は、7種又は9種
--	---------------------------

## ウ 警察職員給与と条例適用職員

職	区分
警察本部の部長	1種
運転免許本部長 警察学校長 長野中央警察署長 長野南警察署長 上田警察署長 飯田警察署長 松本警察署長 首席参事官	2種
参事官	3種 ただし、別に定める場合は、2種
参事（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。）	3種 ただし、別に定める場合は、4種又は5種
警察本部付（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。） 首席監察官 上席監察官 首席意見聴取官 首席聴聞官 警察本部の課長 生活安全特別捜査隊長 科学捜査研究所長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 運転免許センター所長 機動隊長 長野中央警察署長、長野南警察署長、上田警察署長、飯田警察署長及び松本警察署長以外の警察署長 長野中央警察署、長野南警察署、上田警察署、飯田警察署及び松本警察署の副署長	4種
警察本部の部付（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。）	4種 ただし、別に定める場合は、3種、5種又は6種
警察本部の課に付置される室の室長 監察官 管理官 管理幹 指導官 航空隊長 広域捜査官 組織窃盗対策官 情報分析官 暴力団排除対策官 意見聴取官 薬物銃器対策官 交通管制官	5種

聴聞官 災害対策官 警察学校副校長 会計管理幹	
科学捜査研究所の鑑定官	6種

## (別表第2) (第3条関係)

## ア 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9級	1種	130,700円
	2種	115,000円
	3種	104,500円
	4種	94,100円
	5種	83,600円
8級	1種	118,500円
	2種	104,200円
	3種	94,800円
	4種	85,300円
	5種	75,800円
7級	4種	80,700円
	5種	71,700円
	6種	62,800円
6級	4種	75,900円
	5種	67,400円
	6種	59,000円

## イ 研究職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
5級	1種	131,400円
	2種	115,600円
	3種	105,100円
	4種	94,600円
	5種	84,100円
4級	4種	81,200円
	5種	72,200円
	6種	63,200円
3級	4種	73,100円
	5種	65,000円
	6種	56,900円